

実施日時 平成 23 年 11 月 28 日(月)

対象学年 池田町立池田中学校全学年

実施場面 生徒会主催の全校集会後各学級で実施

指導のねらい 交通事故被害者の声などをもとに、事故が及ぼす影響の重大さを考え、日常の自転車運転や交通事故の重大さを気づき、安全な生活をしようとする

展開

時間	段階	指導の流れ	生徒の活動	備考
5分	導入	学習の目的と内容の説明	交通事故被害者の声などをもとに、交通事故が及ぼす影響を考え、日常の自転車運転や交通事故の重大さについて考える。	身近に起こりうることであり、生徒会の宣言とつないで考えさせる。
15分	展開	手記を読み、感想をワークシートに記入させ、意見を発表させる。	交通事故にあつて亡くなった中学生の卓弥の母親の手記を聞き、交通事故が及ぼす影響について考え、安全運転の重要性を理解する。 事故が及ぼす影響を考え、思いをワークシートにまとめる。	資料 1 配付 交通事故にあつた子どもの保護者の立場に立って考えさせる。
15分		事故の事例から事故の原因やその影響について考えさせ、ワークシートに記入させ、発表させる。	事故の事例から、なぜ事故が起きたのか、事故の影響がとても大きいことに気づかせる。 (原因) いつもは交通量が少ないから 急いでいたから 他の人も渡っていたから これくらいいいだろう まだ大丈夫 見つからなければいい 乗せてくれと頼まれたから 点灯しなくても通行人が見える 携帯電話ぐらい使っても大丈夫 (影響) 自分が怪我をしたり、命をなくしてしまったりする。 保護者や周りの人が悲しむ。 被害者にもなってしまう。 損害賠償が発生する。 保護者が支払う。 被害者の生活を奪ってしまう。	資料 2 配付 自分が事故を起こした際のこと、責任の重大性、人間関係への影響等を想像させる。 学校の周りの危険箇所なども認識させる。
10分		今後は、どんなことに気をつけるかを考え、発表させる。	自転車は車両として責任を持った行動が求められることを理解し、危険な運転が及ぼす影響を考える。 安全意識の向上を図る。	生徒会の宣言、学級の約束とも関連づける。 資料 3 配付

参考資料 神奈川県警察神奈川警察署, 高知県警察本部交通部交通企画課, 中学生・高校生への自転車教育指導マニュアル (HONDA)

自転車の交通ルールと道路交通法施行細則の一部変更について

道路交通法施行細則の一部が変更になります

平成 23 年5月1日から以下の罰則が適用されます

携帯電話等の使用の禁止

注意力を欠いたり、ハンドルやブレーキ操作などの安定性を損なうおそれがあります。

イヤホン等の使用の禁止

注意力を欠いたり、周りの音や声が聞こえず、安全な運転に支障をきたすおそれがあります。

罰則……五万円以下の罰金

自転車もルールを守って安全に！！

自転車事故の判例

二人乗り 2万円以下の罰金または料料	信号無視 3月以下の懲役または5万円以下の罰金
警察官の注意を無視して二人乗りを続けた高校生が交通違反切符(赤切符)を切られました。(平成 18 年5月川崎市)	信号無視の自転車が車と接触、車が中央分離帯に衝突し、運転者が大けが。自転車は、過失傷害罪で罰金 30 万円。(平成 22 年2月福岡高裁判決)
歩行者妨害 2万円以下の罰金または料料	傘さし運転や携帯電話の使用 5万円以下の罰金
歩道を走行していた自転車が歩行者に重傷を負わせ、降りて通行すべきだったとして過失 100%、損害賠償約 1,700 万円。(平成8年7月東京地裁判決)	夜、無灯火自転車が携帯電話の画面に気を取られ歩行者に衝突。歩行困難の後遺障害を負わせ 5,000 万円を損害賠償。(平成 17 年 11 月横浜地裁判決)
無灯火運転 5万円以下の罰金	飲酒運転 5年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
夜間、ライトが無いマウンテンバイクが歩行者に衝突。後遺症が残った歩行者に約 2,580 万円を損害賠償。(平成8年 10 月大阪地裁判決)	飲酒后、酒酔い状態で自転車を運転。停車していた車に接触し、物損事故を引き起こして検挙されました。(平成 18 年5月大阪市)

資料 1

交通事故で中学生の最愛の息子「卓弥」を失ってしまった母親の手記*から

『卓弥へ』

君に逢えなくなったあの日から、2年10ヵ月がたちました。

止まってしまった時間は、あいかわらず母の中では止まったまま。

それでも母の生きようとする道は、ほんの少し開けてきたような気がします。

「命の大切さ」を我が身をもって教えてくれた卓弥。

母も多くの人に「命の大切さ」、「生きているという奇跡」、それを伝えていこうと決めました。

母のできることも、もしかしたら母にしかできないことかもしれないから…。

三月の卒業式に、「約束をしたから」と君の写真を胸に晴れの舞台に臨んでくれた女の子。そしてそれを許して下さった学校、そして校長先生にどんなに感謝をしたことか。

父は、君のかわりに、卒業証書を受け取りました。

ナンバーの書いていない卒業証書。一生の宝物です。

約束は守るもの。そのはずなのに母は2つも約束を破っています。

「君を一生守る。」そう決めた、君が産まれた日。

そして、「ママもすぐ行くから…。」そう言ったあの霊安室。

ごめんなさい。母はもう少しこちらでがんばらなければならないようです。それを「自分の使命」そう信じています。

君が大好きだった大切な友人たちは、みんながんばって君の分まで生きてくれています。

そして、いつも君のことを思い過ごしてくれています。

今、君は何をしていますか？

それでも母はこれだけは言いたいんです。

いつでも、何年たっても。

逢いたい

話したい

抱きしめたい

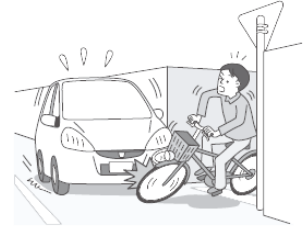
…卓弥…

自転車による事故が増えています

事例 1

交差点での交通事故

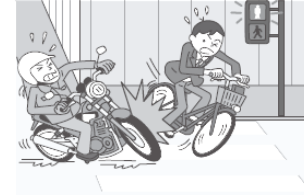
Aさんが自転車で、見通しの悪い一時停止標識のある道路から飛び出し、交差点に進入。クルマと出会い頭に衝突した。



事例 2

信号無視による交通事故

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を進行したところ、男性のバイクと衝突。バイクの男性は13日後に亡くなった。

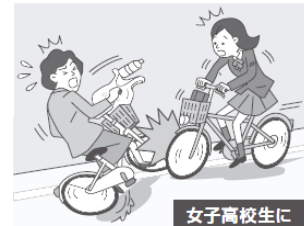


男子高校生に
4032万円の
賠償命令!

事例 3

逆走(右側通行)による交通事故

女子高校生が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒による打撲のため後日亡くなった。

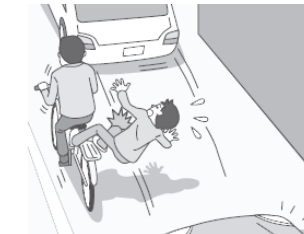


女子高校生に
2650万円の
賠償命令!

事例 4

二人乗りによる交通事故

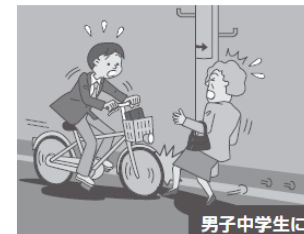
BさんとCさんが自転車で二人乗りをしていたところ、後部荷台に足を開き気味にして乗っていたCさんが、クルマと接触し転倒。後続のクルマにひかれて亡くなった。



事例 5

無灯火による交通事故

夜間、路側帯を歩行していた女性(75歳)が電柱を避けて車道に出た時、反対側から無灯火で自転車を運転してきた男子中学生(14歳)と衝突。女性には障がいが残った。



男子中学生に
3124万円の
賠償命令!

事例 6

携帯電話使用による交通事故

女子高校生(17歳)が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前方を歩行中の女性看護師(57歳)と衝突。看護師には重大な障がいが残った。



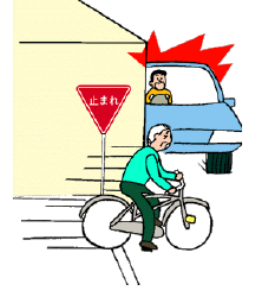
女子高校生に
5000万円の
賠償命令!

自転車を利用する方へ

自転車による交通事故が増えています

手軽に利用が出来、環境にも優しく大変便利な自転車ですが、乗り方を誤ったり交通ルールやマナーを守らなかったりすると、事故の被害者や加害者になってしまう危険があります。

事故が起きてしまった場合は、刑事責任や民事上の損害賠償責任などを負わなければならないケースもたくさんあります。手軽に乗れる自転車でも、**道路交通法が適用され、車両の一種（軽車両）**としてみなされます。これは大人や子供の区別はありません。

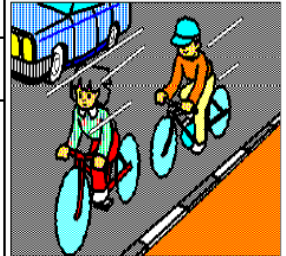


危険です！こんな自転車の乗り方

◎信号無視	◎夜間の無灯火運転
◎スピードの出しすぎ	◎故障したままの運転
◎携帯電話使用運転	◎荷物の積みすぎ
◎イヤホンやヘッドホンの使用運転	◎並進運転
◎傘差し運転	◎二人乗り
◎車や歩行者の間のすり抜け	◎わき見運転
◎路地などからの飛び出し	◎車道の右側通行

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側通行
- 歩道は歩行者優先で、自転車は歩道の車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
夜間はライトを点灯
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用



※事故が発生してしまったら、けが人の救護を最優先し、警察への届出も忘れてはなりません。

